

18	R6. 6. 27	R6. 8. 13	<p>火災調査書類（令和6年4月8日5洪予第3563号）のうち、以下の書類</p> <p>1 火災調査書 2 出火原因判定書</p>	9	●	●	●													<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部 調査課
19	R6. 7. 9	R6. 8. 20	<p>火災調査書類（令和6年6月28日6洪恵第16号）のうち、以下の書類</p> <p>1 火災調査書 2 出火原因判定書</p>	12	●	●	●													<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部 調査課
20	R6. 7. 11	R6. 8. 14	<p>火災調査書類（令和6年7月1日6矢予第158号）のうち、以下の書類</p> <p>1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書 4 質問調査書【質問年月日・時間：令和6年4月8日 23時30分から0時05分まで】 5 質問調査書【質問年月日・時間：令和6年4月9日 0時05分から0時26分まで】 6 質問調査書【質問年月日・時間：令和6年4月9日 11時00分から12時30分まで】</p>	23	●	●	●													<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部 調査課

21	R6. 7. 25	R6. 8. 20	<p>火災調査書類（令和6年5月29日6葛予第196号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書（第1回） 4 現場見分調査書（第2回） 5 鑑識見分調査書 6 質問調査書 7 建物以外の損害調査書【り災順位：①】 8 建物以外の損害調査書【り災順位：②】 	22	●	●	●														<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>(7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部 調査課
22	R6. 7. 25	R6. 8. 30	<p>火災調査書類（令和6年4月30日6板予第22号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書 4 鑑識見分調査書 5 質問調査書 	39	●	●	●														<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>(7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部 調査課
23	R6. 7. 26	R6. 8. 30	<p>火災調査書類（令和6年4月8日5洪予第3563号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現場見分調査書（第1回） 2 現場見分調査書（第2回） 	105	●	●	●														<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>(7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部 調査課

